

# 大阪府一般物品公開見積合せ実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、大阪府財務規則の運用（昭和55年審第1号、財第14号。以下「運用」という。）第78条関係第3項で定める公開見積合せの実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

第2条 この要領の用語の意義は、大阪府財務規則（昭和55年大阪府財務規則第48号。以下「規則」という。）及び運用の定めるところによる。

## (参加資格)

第3条 知事が告示で定める物品・委託役務関係競争入札参加資格を取得し、大阪府内に事業所を有している者（以下「参加資格業者」という。）が参加できることとする。

## (参加資格の停止)

第4条 参加資格業者が、大阪府入札参加停止要綱第3条又は第4条各項により入札参加停止の措置を受けている者は、公開見積合せに参加できない。

## (購入登録)

第5条 公開見積合せを実施しようとするときは、物品調達システムに購入予定物品の品名、規格などの明細や予算科目の入力のほか、次の各号の項目について入力しなければならない。

(1) 契約種類 購入予定物品の品名に該当する契約種類を入力しなければならない。ただし、一の契約種類では購入が困難な場合など、必要に応じて二の契約種類まで追加して入力することができる。

なお、契約種類が「印刷・製本類」にあつては、契約種目を入力しなければならない。

(2) 購入希望限度額 購入予定物品の市場流通価格、過去の購入実績額、予算額等を勘案して入力しなければならない。

(3) 参加条件 原則として、中小企業者を入力しなければならない。

(4) 案件公開日時 入力した日から、2開庁日後の午前9時に案件公開日、案件公開日の翌開庁日の午前9時を見積受付開始予定日、見積受付開始予定日の4開庁日後の午後3時を見積受付締切予定日、見積受付締切予定日の14日後の開庁日を納入期限とする。

ただし、必要に応じ変更して入力することができる。

## (見積案件の取下げの禁止)

第6条 正当な理由がある場合を除き、物品調達システムで公開中の見積案件を取り下げることはできない。

## (公開見積合せの中止等)

第7条 公開見積合せに参加しようとする参加資格業者が談合その他不正行為又は不穏な行為をなす等、公開見積合せを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積合せを取りやめなければならない。

2 採用者が決定した後において、談合その他不正行為による見積合せがあつたと認めるときは、当該公開見積合せを無効とする。

3 天災等により不測の事態が生じ、やむ得ない理由があるときは、当該公開見積合せを無効とすることができる。

## (同等品の提示等)

第8条 購入登録時に同等品可とした購入予定物品について、参加資格業者から同等品の提示があつたときは、当該物品のメーカー、商品名、規格、型番その他必要な事項が記載された書面を徴取しなければならない。なお、必要があるときは、その他の方法によることができる。

2 前項の規定に基づき、同等品の提示があつたときは、購入予定物品と同等であるか否かを判断し、速やかに回答しなければならない。

(同等品の定義)

第9条 同等品とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 購入予定物品と同様の形態であり、使用目的、作成目的等が同じもの。
- (2) 購入予定物品の通常販売価格と比較する物品の通常販売価格の差が概ね2倍以内のもの。

(見積結果判定)

第10条 見積受付締切1時間後、速やかに見積結果判定を行わなければならない。

- 2 前項の見積結果判定の結果、採用者がある場合は、物品調達システムにより発注通知を電子メール送信するものとする。ただし、採用者が電子メールを受信する環境にないなど、その他の方法により発注することが必要であるときは、この限りでない。

(採用者の決定)

第11条 購入希望限度額の範囲内のもので、かつ最も少額の見積り額を提示した者を採用者とする。

- 2 採用となるべき同価格の見積り額を提示したものが2者以上いる場合は、物品調達システムのくじ機能により採用者を決定するものとする。

(受注回答確認)

第12条 第10条による発注通知を受けた採用者から受注の回答を受けたときは、その内容を確認しなければならない。

- 2 採用者が購入予定物品又は同等品の承認を受けた物品以外のものを、物品明細に入力した場合は、速やかに変更させなければならない。

(採用者がいない場合の取扱い)

第13条 結果判定の結果、採用者がいない場合は、仕様書の内容を変更して、再度の公開見積合せ又は、購入希望限度額の範囲内での見積書による随意契約を行うことができる。ただし、変更ができる仕様書の内容は、納品期限のみとする。

(その他)

第14条 この要領に定めがない事項は、総務部契約局総務委託物品課長が決定するものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。